

○歯科医師の死亡、失踪宣告による歯科医籍登録の抹消申請手続について

<p>手続概要</p>	<p>歯科医師の免許を取得した後、歯科医師が死亡し、又は失踪の宣告を受けた時は、戸籍法による死亡又は失踪の届出義務者は、30日以内に歯科医籍登録の抹消を申請するとともに、免許証を返納しなければなりません。その時に必要な申請手続です。</p>
<p>根拠法令</p>	<p>歯科医師法施行令第4条・第7条第1項</p>
<p>申請方法</p>	<p>【提出先】 申請書類等は、住所地の保健所(一部県については県庁)へ提出してください。 【受付時間】 保健所(一部県については県庁)の業務時間内</p>
<p>その他</p>	<p>【手続対象者】 戸籍法による死亡等の届出義務者 【提出時期】 死亡等の日の翌日から30日以内 【手数料(説明)】 なし 【相談窓口】 保健所、都道府県衛生主管部局、厚生労働省医政局医事課試験免許室免許登録係</p>